

石川県公報

平成26年3月4日
第12676号(火曜日)
毎週2回 火曜 金曜発行

目 次

規 則		
○石川県証紙条例施行規則の一部を改正する規則	(出 納 室)	1
告 示		
○一般競争入札の落札者等	(危機対策課)	1
○保安林の指定	(森林管理課)	2
○河川区域の変更	(河 川 課)	2
○河川区域の廃止により生じた廃川敷地等	(同)	2
公 告		
○入札公告	(消防保安課)	3
○政府調達に関する協定に係る企画提案の募集公告	(情報政策課)	4
○都市計画の変更案の縦覧公告	(都市計画課)	5
○入札公告	(教育委員会事務局)	6
監 査 委 員 会		
○定期監査の結果報告に基づいて講じた措置の公表		8
人 事 委 員 会		
○一般職の職員の給与に関する条例の施行規則の一部を改正する規則		8

規 則

石川県証紙条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年三月四日

石川県知事 谷 本 正 徳

石川県規則第六号

石川県証紙条例施行規則の一部を改正する規則

石川県証紙条例施行規則(昭和三十九年石川県規則第三十二号)の一部を次のように改正する。

第十七条第二項中「千分の二十五・二」を「千分の二十五・九二」に改め、同条第二項の表中

千分の二十一
千分の十・五
千分の五・二五
千分の二・一
千分の一・〇五

を

千分の二十一・六
千分の十・八
千分の五・四
千分の二・一六
千分の一・〇八

に改め、同条第三項中「千分の二十一」を「千分の二十一・六」

に改める。

別表第一第十八号中「第四条第二項第三号」を「第四条第一項第三号」に、「同条第三項第二号」を「同条第二項各号」に改める。

附 則

- この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。
- 改正後の別表第一の規定は、平成二十六年度分の使用料から適用し、平成二十五年度分までの使用料については、なお従前の例による。

告 示

石川県告示第62号

WTO(世界貿易機関)に基づく政府調達に関する協定(平成7年条約第23号)の適用を受ける特定調達契約につき、一般競争入札の落札者を決定したので、次のとおり落札者等について告示する。

平成26年3月4日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 落札に係る物品等の名称、数量及び調達方法
石川県総合防災情報システムに係る映像機器等 一式 借上げ
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
石川県危機管理監室危機対策課
金沢市鞍月1丁目1番地
- 3 落札者を決定した日
平成25年10月22日
- 4 落札者の名称及び所在地
富士通リース株式会社
東京都千代田区神田練塀町3番地
- 5 落札金額
214,326,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日
平成25年9月10日

石川県告示第63号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する。

平成26年3月4日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 保安林の所在場所
珠洲市正院町小路八部1の1
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を石川県農林水産部森林管理課及び珠洲市役所に備え置いて縦覧に供する。）

石川県告示第64号

河川区域の指定（昭和45年石川県告示第136号）で指定した二級河川犀川水系犀川に係る河川法（昭和39年法律第167号）第6条第1項第3号の区域を次のとおり変更する。

平成26年3月4日

石川県知事 谷 本 正 憲

次の図面の赤色で着色した部分に該当する土地の区域のうち、河川法第6条第1項第1号及び第2号の区域以外の区域

（「次の図面」は、省略し、石川県土木部河川課及び石川県県央土木総合事務所に備え置いて縦覧に供する。）

石川県告示第65号

河川区域の廃止により廃川敷地等が生じたので、次のとおり告示する。

なお、その関係図面は、石川県土木部河川課及び石川県県央土木総合事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成26年3月4日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 河川の名称
二級河川犀川水系犀川
- 2 廃川敷地が生じた年月日
平成26年3月4日
- 3 廃川敷地等の位置
金沢市大桑町ヨ263番及びタ54番
- 4 廃川敷地等の種類及び数量
土地 517.56平方メートル

公 告

入札公告

次のとおり一般競争入札を実施する。

平成26年3月4日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 一般競争入札に付する事項
 - (1) 調達役務の名称
電気工事士免状作成等業務委託
 - (2) 調達案件の仕様等
入札説明書及び仕様書による。
 - (3) 履行期間
平成26年4月1日から平成27年3月31日まで
 - (4) 履行場所
入札説明書及び仕様書による。
 - (5) 入札方法
処理件数当たりの単価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免除事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
 - (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (2) 平成10年度以降石川県が発注する物品の製造の請負、物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等(平成9年石川県告示第581号)に基づき、平成25年度において競争入札参加者資格を有すると認められた者であること。
 - (3) 指名停止の措置を受けている者でないこと。
 - (4) 県内の3以上の市町(金沢、能登及び加賀の各地区に1箇所以上)において、受付窓口を設置できる者であること。
 - (5) 申請受付時間帯において、委託業務の審査責任者(電気工事士免状の交付を受けた者に限る。以下同じ。)を常時窓口配置し、又は審査責任者と連絡可能な体制を確保することができる者であること。
 - (6) 県の休日を除き、県の執務時間に準じて、委託業務を行うことができる者であること。
 - (7) 免状交付申請手続等に関し、インターネットにより周知を図ることができる者であること。
- 3 入札参加申請書の提出期限及び提出場所
入札者は、入札参加申請書に入札参加資格を証明できる書類を添付して、平成26年3月10日(月)までに4(1)の

場所に提出しなければならない。

4 入札説明書の交付場所等

(1) 入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地

石川県危機管理監室消防保安課保安グループ 電話番号 076-225-1481

(2) 入札説明書の交付方法

(1)の交付場所において交付

(3) 入札書の受領期限

平成26年3月14日(金)正午(郵送の場合は、書留郵便とし、受領期限内必着とする。宛先は、(1)の場所とする。)

(4) 開札の日時及び場所

平成26年3月14日(金)午後2時

金沢市鞍月1丁目1番地 石川県庁行政庁舎603会議室

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

免除

(3) 無効の入札書

この公告に示した競争入札参加者資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書その他入札説明書に示す無効の入札書に掲げる入札書は、無効とする。

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 落札者の決定方法

石川県財務規則(昭和38年石川県規則第67号)第119条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 手続における交渉の有無

無

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

政府調達に関する協定に係る企画提案の募集公告

次のとおりWTO(世界貿易機関)に基づく政府調達に関する協定(平成7年条約第23号)の適用を受ける企画提案の募集を実施する。

平成26年3月4日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 調達内容

(1) 調達件名及び数量

サーバ統合基盤 一式

(2) 調達内容

仕様書に記載する複数のシステムを稼動させる統合基盤

(3) 納入期限

平成26年12月19日

2 企画提案の参加資格等

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成25年度に石川県において締結が見込まれる物品等の特定調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等(平成25年石川県告示第83号)に基づき、競争入札参加者資格を有すると認められた者であること。

(3) 指名停止の措置を受けている者でないこと。

- (4) 地方公共団体のサーバ統合基盤の導入・運用実績があること。
 - (5) 提案は、1者1件とする。
- 3 企画提案募集要領の配布場所等
- (1) 交付場所及び問合せ先
〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地
石川県企画振興部情報政策課IT利活用推進グループ
電話番号 076-225-1321
 - (2) 交付方法
(1)の交付場所において交付
- 4 企画提案書の提出場所等
- (1) 企画提案書の提出場所及び問合せ先
3(1)の交付場所及び問合せ先と同じ。
 - (2) 企画提案書の提出期限
ア 提出期限 平成26年4月14日(月)午後5時
イ 提出方法 持参又は郵送(郵送の場合は、提出期限内必着とする。)
- 5 企画提案の参加表明
- (1) 表明期限 平成26年3月28日(金)午後5時
 - (2) 表明方法 企画提案募集要領に示す方法による。
- 6 企画提案書の採否及び契約
- (1) 4(2)アの提出期限までに提出のあった企画提案書について、後日審査会においてヒアリングを実施する。
 - (2) 企画提案書の採否については、(1)のヒアリング実施後2週間以内に応募者に対し文書で通知し、採用された企画提案書を提出した者と契約条件を協議の上、契約を締結する。
- 7 その他
- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
 - (2) 契約書作成の要否
要
 - (3) 手続における交渉の有無
無
 - (4) 6(1)のヒアリングへの出席及び提出書類等の作成に要する経費は、応募者の負担とし、提出書類等は、返却しない。なお、提出書類等の機密保持には、十分配慮する。
 - (5) その他詳細は、企画提案募集要領及び調達仕様書による。
- 8 Summary
- (1) Nature and quantity of the Services to be required
Server virtualization platform 1 set
 - (2) Time limit of fulfillment
December 19 2014
 - (3) Delivery place
To be specified later
 - (4) Time limit of tender
17:00 p.m. April 14 2014
 - (5) Contact point for the notice
Information Administration Division Planning and Development Department Ishikawa Prefectural Government 1-1
Kuratsuki Kanazawa 920-8580 Japan TEL 076-225-1321

都市計画の変更案の縦覧公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、次のとおり都市計画を変更したいので、当該計画に係る都市計画の案を平成26年3月4日から同月18日まで縦覧に供する。

平成26年3月4日

石川県知事 谷 本 正 憲

都市計画の種類	都市計画を変更する土地の区域	縦覧場所
かほく都市計画道路 3・4・1号内日角中沼線(旧 3・3・1号内日角木津線及 び旧3・4・1号七尾金沢線)	かほく市内日角、宇野気、白尾、外日角、秋浜、浜北、 遠塚、松浜、木津、高松、長柄町、学園台及び中沼の 各一部	石川県土木部都市計画課 及びかほく市産業建設部 都市建設課

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札を実施する。

平成26年3月4日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 一般競争入札に付する事項

- 業務名
石川県立学校児童生徒等の尿検査(一次)業務
- 履行期間
平成26年4月1日から平成27年3月31日まで
- 業務内容
県立高等学校及び県立中学校の生徒並びに県立特別支援学校の幼児、児童及び生徒約25,700人に係る尿検査(一次)

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

この入札に参加することができる者は、平成10年度以降石川県が発注する物品の製造の請負、物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等(平成9年石川県告示第581号)に基づき、平成25年度において競争入札参加者資格を有する者で、次に掲げる条件の全てに該当するものであること。

- 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- 入札参加資格確認申請書の提出期限の翌日から入札の日までのいずれの日においても県の指名停止措置を受けていない者であること。
- この公告に示す業務を履行できる経験、知識、能力、技術、手段等を有している者であること。
- 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。
 - 役員等(個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)である者
 - 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与している者
 - 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者
 - 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

3 入札参加資格の確認手続等

この入札に参加しようとする者は、入札参加資格確認申請書に関係書類等を添えて提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。なお、(1)アの提出期間に入札参加資格確認申請書を提出しない者及び入札参加資格がないと認められた者は、入札に参加することができない。

(1) 入札参加資格確認申請書の提出期間等

ア 提出期間

平成26年3月13日(木)から同月19日(水)まで(石川県の休日を定める条例(平成元年石川県条例第16号))

第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）

イ 提出時間

午前9時から午後5時まで

ウ 提出場所

金沢市鞍月1丁目1番地

石川県教育委員会事務局スポーツ健康課

エ 提出方法

持参により提出すること。

(2) 入札参加資格の確認の結果の通知

確認の結果の通知は、平成26年3月25日（火）までに入札参加資格確認結果通知書を郵送して行う。

4 入札参加資格確認申請書、仕様書等の交付

(1) 入札参加資格確認申請書、仕様書等の交付場所及び問合せ先

〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地 石川県庁行政庁舎18階

石川県教育委員会事務局スポーツ健康課

電話番号 076-225-1851（内線5675） FAX番号 076-225-1854

(2) 交付期間

平成26年3月13日（木）から同月19日（水）まで（県の休日を除く。）

(3) 交付時間

午前9時から午後5時まで

5 入札の日時及び場所

平成26年3月27日（木）午後3時

石川県庁行政庁舎18階 打合せ室1

6 入札方法

入札金額は、1(1)の業務の1人当たりの手数料の額を記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7 落札者の決定方法

石川県財務規則（昭和38年石川県規則第67号）第119条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

8 入札に関する注意事項

(1) 入札参加者は、入札当日、入札参加資格確認結果通知書を提示すること。

(2) 入札参加者は、仕様書、契約書案その他関係書類を熟覧の上、入札すること。

(3) 入札参加資格を有すると認められた者が入札を希望しないときは、入札に参加しないことができる。この場合において、県は、入札に参加しないことを理由に不利益な取扱いを行わない。

(4) 郵便又は電報による入札を認めないので、入札参加者は、5に定める入札の日時及び場所に集合すること。

9 入札の無効

この公告に示した入札に参加する資格のない者、入札参加資格の確認手続等を行わない者、入札に関する注意事項を遵守しない者及び入札心得に違反した者のした入札は、無効とする。

10 契約書作成の要否

要

11 入札保証金及び契約保証金

免除

12 その他

詳細は、入札説明書による。

監 査 委 員

定期監査の結果報告に基づいて講じた措置の公表

石川県知事等より標記のことについて、別紙のとおり通知を受けたので地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により公表する。

平成26年3月4日

石川県監査委員 和田内 幸 三
同 金 原 博
同 安 田 慎 一
同 織 田 静 代

(別 紙)

能 第 4 5 号
平成26年2月14日

石 川 県 監 査 委 員 様

石川県知事 谷 本 正 憲

平成26年1月30日付け石監査第487号で通知のあった監査の結果に基づき、下記のとおり措置を講じたので地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

記

指 摘 事 項	機関名	監査結果に基づき講じた措置
会計事務をつかさどる出納員が不在の期間があり、任命手続がなされていませんでした。 今後、このようなことがないよう厳重に注意してください。	能 楽 堂	指摘のあった出納員任命の手続きにつきましては、今後、このようなことのないよう、財務規則等に基づき、適正な事務処理に万全を期するよう徹底しました。

教 企 第 193 号
平成26年2月14日

石 川 県 監 査 委 員 様

石川県知事 谷 本 正 憲

平成26年1月30日付け石監査第487号で通知のあった監査の結果に基づき、下記のとおり措置を講じたので地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

記

指 摘 事 項	機関名	監査結果に基づき講じた措置
校内で発煙事故がありました。 今後、施設の管理に万全を期するよう厳重に注意してください。	金沢泉丘 高等学校	発煙事故の原因となった電化製品につきましては、校舎内にある全ての製造年月日を確認し、老朽化したものについては全て廃棄処理を行うとともに、今後このようなことがないよう、職員に対し下校時に電化製品の電源を切るように指導の徹底を図りました。

人 事 委 員 会

1 教職の職員の給与に関する条例の施行規則の1部を改正する規則を所定の日付に公布する。

平成二十六年三月四日

石川 県 人 事 委 員 会

石川 県 人 事 委 員 会 規 則 第 二 号

一般職の職員の給与に関する条例の施行規則の一部を改正する規則

一般職の職員の給与に関する条例の施行規則(昭和三十二年石川 県 人 事 委 員 会 規 則 第 三 号)の一部を次のように改正する。

第五十三條の二第二項の次に次の一項を加える。

3 条例第八條の二第一項第三号に規定する職は、行政職給料表、研究職給料表及び医療職給料表(二)の適用を受ける職員の職で獣医学に関する専門的知識を必要とするものとする。

第五十三條の三を次のように改める。

第五十三條の三 条例第八條の二第一項の規定により初任給調整手当を支給される職員は、次に掲げる職員とする。

一 前条第一項に規定する職に採用された職員であつて、その採用が、学校教育法(昭和三十二年法律第二十六号)に規定する大学(以下「大学」という。)卒業の日から三十七年(医師法(昭和三十二年法律第二百一十号)に規定する臨床研修(第五十三條の六において「臨床研修」という。)を経た者にあつては二十九年、昭和四十三年法律第四十七号による改正前の医師法に規定する実地修練(第五十三條の六において「実地修練」という。)を経た者にあつては二十八年)を経過するまでの期間(旧専門学校令による専門学校等で人事委員会の定めるものを卒業した者にあつては、人事委員会の定めるこれに準ずる期間。次号、次条及び第五十三條の九において「経過期間」という。)内に行われたもの

二 前条第二項に規定する職に採用された職員(医師法に規定する医師免許証又は歯科医師法(昭和三十二年法律第二百一十号)に規定する歯科医師免許証を有する者に限る。)であつて、その採用が経過期間内に行われたもの

三 前条第三項に規定する職に採用された職員(獣医師法(昭和二十四年法律第八十六号)に規定する獣医師免許証を有する者に限る。)

第五十三條の四第二号中「もの」の下に「並びに新たに同条第三項に規定する職を占めることとなつた職員で獣医師法に規定する獣医師免許証を有するもの」を加える。

第五十三條の五及び第五十三條の六中「三十五年」の下に「(第五十三條の二第三項に規定する職を占める職員にあつては、十五年)」を加える。

第五十三條の七中「三十五年」の下に「(第五十三條の二第三項に規定する職を占める職員にあつては、十五年)」を加え、「同項」を「前条第一項」に改める。

別表第十二備考以外の部分を次のように改める。

別表第12(第53條の6関係)

初任給調整手当額表

職員の区分 期間の区分	1 項 職 員					2 項職員	3 項職員
	1 種	2 種	3 種	4 種	5 種		
	円	円	円	円	円	円	円
1 年 未 満	410,900	365,500	306,000	249,100	183,100	50,000	30,000
1 年 以 上 2 年 未 満	410,900	365,500	306,000	249,100	183,100	50,000	30,000
2 年 以 上 3 年 未 満	410,900	365,500	306,000	249,100	183,100	50,000	30,000
3 年 以 上 4 年 未 満	410,900	365,500	306,000	249,100	183,100	50,000	30,000
4 年 以 上 5 年 未 満	410,900	365,500	306,000	249,100	183,100	50,000	30,000
5 年 以 上 6 年 未 満	410,900	365,500	306,000	249,100	183,100	50,000	28,000
6 年 以 上 7 年 未 満	410,900	365,500	306,000	249,100	183,100	48,200	26,000
7 年 以 上 8 年 未 満	410,900	365,500	306,000	249,100	183,100	46,400	24,000
8 年 以 上 9 年 未 満	410,900	365,500	306,000	249,100	183,100	44,600	22,000
9 年 以 上 10 年 未 満	410,900	365,500	306,000	249,100	183,100	42,800	20,000
10 年 以 上 11 年 未 満	410,900	365,500	306,000	249,100	183,100	41,000	17,000
11 年 以 上 12 年 未 満	410,900	365,500	306,000	249,100	183,100	39,200	14,000
12 年 以 上 13 年 未 満	410,900	365,500	306,000	249,100	183,100	37,400	11,000

13年以上14年未満	410,900	365,500	306,000	249,100	183,100	35,600	8,000
14年以上15年未満	410,900	365,500	306,000	249,100	183,100	34,200	5,000
15年以上16年未満	410,900	365,500	306,000	249,100	183,100	32,800	
16年以上17年未満	406,500	361,500	302,700	246,500	181,500	31,400	
17年以上18年未満	402,100	357,500	299,400	243,900	179,900	30,000	
18年以上19年未満	397,700	353,500	296,100	241,300	178,300	28,600	
19年以上20年未満	393,300	349,500	292,800	238,700	176,700	27,200	
20年以上21年未満	388,900	345,500	289,500	236,100	175,100	25,800	
21年以上22年未満	369,600	328,700	275,800	224,100	165,900	25,200	
22年以上23年未満	349,900	311,600	261,800	212,300	156,200	24,600	
23年以上24年未満	330,700	295,000	248,400	200,300	147,100	23,700	
24年以上25年未満	311,400	278,100	234,600	188,600	137,500	23,100	
25年以上26年未満	292,000	261,300	221,000	176,800	128,300	22,500	
26年以上27年未満	269,400	240,600	203,400	162,500	117,400	21,900	
27年以上28年未満	247,200	220,300	186,400	148,200	107,000	21,300	
28年以上29年未満	224,900	200,000	169,200	134,000	96,700	20,600	
29年以上30年未満	202,200	179,300	151,600	119,700	85,800	20,300	
30年以上31年未満	177,500	157,500	133,700	104,800	75,200	19,900	
31年以上32年未満	152,700	135,600	115,500	90,000	64,200	19,300	
32年以上33年未満	128,200	114,000	97,700	74,900	53,800	18,500	
33年以上34年未満	90,200	82,200	71,700	55,800	39,700	17,600	
34年以上35年未満	55,000	52,500	47,500	37,500	26,500	16,900	

別表第十一「備考」中「いう」を「、「3項職員」とは、同条第3項の職を占める職員をいう」と改める。

附 則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。